

「核兵器禁止条約」が 令和3年(2021年)1月22日に発効しました！

国際社会における核兵器の非人道性に対する認識の広がりや核軍縮の停滞などを背景に、平成29年(2017年)7月7日、「核兵器禁止条約」が国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しました。

平成29年(2017年)9月20日から各国による署名・^{ひじゅん}批准が開始され、令和2年(2020年)10月24日には、批准した国が条約の発効要件である50か国に達し、90日後の令和3年(2021年)1月22日に条約が発効しました。



核兵器禁止条約の制定交渉会議の様子

今後の流れは？

発効から1年以内に、最初の締約国会議が開かれ、条約の運用について検討される予定です。

課題は？

この条約では、核兵器廃棄の期限や後戻りしないための措置などを、締約国会議で決めることとしています。今後これらの具体的な措置を検討するには、核保有国及びその同盟国の参加が不可欠であり、同条約を広く浸透させ、核兵器廃絶の推進力としていくために、署名・批准国の一層の拡大を図っていくことが課題となっています。広島市では、平和首長会議加盟都市と連携し、引き続き取組を進めていきます。

条約の 主な特徴

条約は、被爆者(ヒバクシャ)の苦しみと被害に触れ、人道の諸原則の推進のために、核兵器廃絶に向けて被爆者などが行ってきた努力にも言及しています。

被爆者
(ヒバクシャ)
に言及
【前文】

核兵器の開発、
実験、使用、
使用の威嚇など
を禁止
【第1条】

条約は、核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇などの活動を、いかなる場合にも禁止しています。

条約は、定められた期限までに国際機関の検証を受けて核兵器を廃棄する義務を果たすことを前提に、核保有国も条約に加盟できると規定しています。

核保有国の
加盟についても
規定
【第4条】

条約について
話し合う
会議を開催
【第8条】

条約は、その運用などについて話し合う締約国会議や再検討会議を開催するよう定めており、いずれの会議にも、条約に加盟していない国やNGOなどをオブザーバーとして招請するとしています。

「核兵器禁止条約」の早期締結を
求める署名活動に御協力ください！
(裏面)

作成：広島市市民局国際平和推進部平和推進課
〒730-0811 広島市中区中島町1-5 広島国際会議場3階
電話：082-242-7831 email: peace@city.hiroshima.lg.jp
発行：令和3年(2021年)1月

「核兵器禁止条約」の早期締結を求める 署名活動に御協力ください！

「核兵器のない世界」を実現させるためには、核保有国や核の傘の下にある国の、条約の効果的な運用に向けた議論への参画と締約国会議への参加、また条約の署名・批准国の一層の拡大により、この条約を実効性の高いものとしていくことが不可欠です。

現在、広島市が会長都市を務める平和首長会議では、「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動を行っています。署名用紙は区役所などで配布しているほか、平和首長会議ホームページからオンライン署名も可能です。

署名活動を通して、皆さんの平和を希求する声を世界に広げ、全ての国が条約を締結するよう促しましょう！

【「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動 ウェブサイト】

<http://www.city.hiroshima.lg.jp>

>原爆・平和 >平和への取組・平和学習

>様々な取組>「核兵器禁止条約」の概要

>「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動



広島市 核兵器禁止 署名

検索

平和首長会議とは

平和首長会議は広島市長の「世界の都市が連帯し共に核兵器廃絶への道のりを切り開こう」との呼び掛けにより、昭和57年（1982年）に設立されました。令和3年（2021年）1月1日現在、世界165か国・地域の8,002都市が加盟しており、加盟都市やその市民、NGOと連携しながら、核兵器廃絶に向けた様々な活動を展開しています。

加盟都市数（2021年1月1日現在）

エリア名	国・地域数	加盟都市数
アジア	31	3,242
オセアニア	9	131
アフリカ	49	436
ヨーロッパ	48	3,130
北アメリカ	3	328
ラテンアメリカ・カリブ海地域	25	735

地域：台湾・パレスチナ・北キプロス（アジア）、北マリアナ諸島・仏領ポリネシア（オセアニア）、ソマリランド（アフリカ）、グリーンランド（北アメリカ）、プエルトリコ（ラテンアメリカ・カリブ海地域）



「核兵器禁止条約」の概要についてはこの裏を御覧ください。